

別表 1（第 3 条第 7 号関係）

対象事業

1	新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業
	注 1：にぎわいの創出に直接寄与する施設であること（休憩施設等は対象外）。 注 2：常設であること（特定の期間に限定した設置・運営は対象外）。 注 3：にぎわい機能を追加する場合に限り、改修事業を対象とする。
2	新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業
	注 1：1 回当たりの来場者数見込みが、5 千人以上の規模であること。 注 2：年複数回の開催を可能とする。 注 3：マルシェ等の商業イベントの場合は、定期的な開催であること。 注 4：既に実施されているイベント等事業は対象外とする。（既に実施されているイベント等事業の一部内容を変更または一部取組の追加等をした場合も、「新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業」とはみなさない。）

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地域の関係機関・団体、区市町村等を構成員とする協議会を設置すること。
- (2) 当該協議会において、次年度以降の継続性、将来の収益確保等を十分協議すること。
- (3) 当該協議会から事業実施の承認を得ること。
- (4) 補助を得て実施する事業については、主催は、当該申請団体であること。
- (5) 採択後、イベントの実施等に当たっては、参加者を補償する賠償責任・傷害保険等に参加すること。
- (6) 助成対象者が行う新規の取組であること。
- (7) イベント実施に当たっては、SDGsを意識した取組を実施すること。
(プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など)
- (8) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

別表 2 (第 4 条関係)

助成対象経費

区 分	摘 要
1 新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業	
施設整備のための工事を委託する経費	機能追加の場合の改修費を含む。
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
施設運営のための機器・設備・備品等の購入費	消耗品、日用品類は除く。 ※当助成金で整備した施設の運営等に用いるものに限る。
施設の土地及び建物の賃借料	助成対象期間内（事業開始日から助成終了日）を限度とする。
外部向け開所記念事業(オープニングイベント)に要する経費	新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業の対象経費のとおりに
2 新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業	
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
出演料	
イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等	イベント等の実施における来訪者以外に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険及びイベント中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等に係る保険は対象外とする。
その他諸経費	イベント実施に直接必要なものに限る。（内訳の明記が必要となります）

(参考) 助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、造成及び補償に係る経費	イベント事業以外の土地の賃借を除く。
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く。
助成事業者の人件費	
運営委託に係る経費	イベント事業を除く。
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃、固定経費、経常的経費等
車両等の購入費	自動車、二輪車等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

別表 3（第 5 条関係）

助成金の額

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、下記の助成率以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）または、助成限度額のいずれか低い額とする。

助成率	
1	過去に当助成事業で採択されたことがある団体は、助成対象経費の 2 分の 1 以内
2	当助成事業で初めて採択される団体は、助成対象経費の 3 分の 2 以内
※ただし、初めて当助成事業に申請する団体が、過去に他団体が実施した事業を実施する場合は、「新たな事業」とは言えず、対象外。	
助成限度額	
1	1団体当たり、1 千万円